

別表第1（第3条関係）利用調整基準表（指数）

事由		内容		基準 指数
1	就労	1日4時間以上 かつ週4日以上 の就労に該当す る場合	1週40時間以上の就労	20
			1週30時間以上の就労	16
			1週24時間以上の就労	14
			1週16時間以上の就労	12
		交代制勤務等 (週3日以上就 労)	1週40時間以上の就労	20
			1週30時間以上の就労	16
			1週24時間以上の就労	14
			1週16時間以上の就労	12
上記以外で、月64時間以上働いている			12	
2	自営業	1週40時間以上の就労	20	
		1週30時間以上の就労	16	
		1週24時間以上の就労	14	
		1週16時間以上の就労	12	
3	内職	週3日以上	1週40時間以上の就労	16
			1週30時間以上の就労	14
			1週24時間以上の就労	12
			1週16時間以上の就労	10
4	就労内定	1日4時間以上 かつ週4日以上 の就労に該当す る場合	1週40時間以上の就労	16
			1週30時間以上の就労	14
			1週24時間以上の就労	12
			1週16時間以上の就労	10
5	配偶者がいない	死亡，離婚，未婚，別居，行方不明，拘禁等	20	
6	妊娠・出産	利用日が，出産予定日以前の8週間前の日の属する月の初日から出産の日の翌日以後の8週間を経過する日の属する月の末日までの場合	20	
7	疾病	長期入院（1月以上）している場合	20	
		常時臥床・感染性疾患	20	
		長期安静（1月以上）を要する状態又は週3日以上通院・加療している場合	12	
		上記以外の場合で保育が困難と認められる場合	8	
8	障害	療育手帳A，身体障害者手帳1級・2級，精神障害者保健福祉手帳1・2級	20	

別表第1（第3条関係）利用調整基準表（指数）

		療育手帳B1，身体障害者手帳3級，精神障害者保健福祉手帳3級	16	
		療育手帳B2，身体障害者手帳4級	12	
		上記以外の障害を有し（身体障害者手帳等を有し），保育が困難と認められる場合	10	
9	看護・介護	日中1人で次に掲げるいずれかの者を在宅で介護している場合 ○要介護4・5の高齢者 ○療育手帳A，身体障害者手帳1・2級	20	
		日中1人で次に掲げるいずれかの者を在宅で介護している場合 ○要介護3の高齢者 ○療育手帳B1，身体障害者手帳3級	16	
		病院等付添い	月160時間以上	20
			月120時間以上	18
			月96時間以上	16
			月64時間以上	14
上記以外で，介護・看護をすることが必要と認められる場合	12			
10	災害復旧	震災，風水害，火災その他の災害の被災を受け，復旧中である場合	20	
11	求職活動 (起業準備含む)	ハローワーク等を通じて就職活動中の場合	7	
		上記以外の状況	1	
12	就学・職業訓練	職業訓練	1週40時間以上の就学	18
		校，就労を目的とした専修学校・大学・大学院	1週30時間以上の就学	16
			1週24時間以上の就学	14
			1週16時間以上の就学	12
		大学・大学院	12	
その他就学	8			
13	その他	児童福祉の観点や児童の発達支援のために，市長が特別に必要と判断した場合		

## 別表第1（第3条関係）利用調整基準表（指数）

### 備考

- 1 保護者から提出された書類等によって確認した内容に基づき、「家庭で保育できない状況」を上記基準指数によりそれぞれ算出し、世帯で合算する。
- 2 「就学を目的とした専修学校・大学・大学院」とは、卒業が国家資格取得の要件又は国家資格取得試験の受験資格となる学校をいう。通信教育は対象外とする。
- 3 育児・介護休業法に基づく「育児休業」を取得している場合は、休業前の就労日数及び就労時間により、就労事由の指数を適用する。
- 4 就労の内容が、短時間勤務制度取得の場合は、通常の勤務時間に置き換えて、該当する内容の指数を適用する。ただし、1日あたりの時間短縮（実働4時間以上の就労状態）に限る。